第七章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

（湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業）

第四十二条の十四　この省令の規定は、専ら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。

第八章　国際船舶の譲渡等

（国際船舶）

第四十三条　法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一～三　（略）

四　次のいずれかに該当する船舶であること。

イ　（略）

ロ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）

ハ～ホ　（略）

2・3　（略）

第九章　雑則

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

2　外国において法第三十九条の五第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

4　第一項及び第二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十八号様式による。）に貼つて納付するものとする。

5　第三項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十九号様式による。）に貼つて納付するものとする。

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第一項各号に掲げる職権（令第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第三十九条の五第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数等の測度並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）

五　（略）

第六章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

（湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業）

第四十二条の八　この省令の規定は、もつぱら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。

第七章　国際船舶の譲渡等

（国際船舶）

第四十三条　法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一～三　（略）

四　次のいずれかに該当する船舶であること。

イ　（略）

ロ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）

ハ～ホ　（略）

2・3　（略）

第八章　雑則

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、別表第一に定める額とする。

2　外国において法第三十九条の五第二項又は第六項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

（新設）

3　前二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十四号様式による。）に貼つて納付するものとする。

（新設）

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第一項各号に掲げる職権（令第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第三十九条の五第二項及び第六項の規定による船舶の総トン数等の測度にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）

五　（略）